

平成20年度 【京都】定期中央審査実施要項

1.期 日 平成20年5月4日(日)・5日(月)

2.会 場 『京都市勤業館(3F・第3展示場,5射場で実施)』...京都府京都市左京区岡崎成勝寺町9-1 TEL075-762-2630
(道順) JR京都駅から5番系統バスに乘車,京都会館・美術館前下車,または206番系統バスに乘車,東山二条下車すぐ。
タクシー利用の場合は約15分。京都市営地下鉄東西線利用の場合は「東山駅」下車,徒歩10分。
JR京都駅からタクシー利用で15分。

3.審査日程・種別

月 日	開館	開始時間	種 別
5月4日(日)	8:00	9:00	六 段 ・ 七 段
5月5日(月)	8:00	9:00	教 士 ・ 八 段

4.受審資格 下記の条件を満たす者。

種 別	受 審 資 格
六 段	本連盟の五段の認許年月日が,平成19年5月4日まで
七 段	平成19年度(京都)定期中央審査における六段合格者まで
八 段	平成19年度(京都)定期中央審査における七段合格者まで
教 士	本連盟の錬士の取得年月日が,平成19年5月5日まで

平成19年度(京都)定期中央審査以降の八段第一次通過者には,第一次審査を免除する。

5.審査方法

六段の部:行射の審査及び学科試験の総合成績により合否を決定する。

- (1)行 射:第一次審査の要領で行う。
- (2)学 科:学科(筆記)試験を行う。

七段,八段の部:行射の審査及び論文の総合成績により合否を決定する。

- (1)行 射:第一次審査の通過者について,第二次審査を行い候補者を決定する。
- (2)論 文:候補者に対し,指定した問題について自作・自筆の論文を提出させる。
(論文は400字詰原稿用紙5枚以上とし,審査後15日以内に提出するものとする)

教士の部:行射,指導力及び論文の総合成績により合否を決定する。

- (1)行 射:第一次審査の通過者について,第二次審査を行う。
- (2)指導力:行射の第一次審査の通過者について,指導に必要な見識,教養及び実力を査定する。
- (3)論 文:行射及び指導力の審査の結果に基づいて選定した候補者に対し,指定した問題について自作・自筆の論文を提出させる。
(論文は400字詰原稿用紙5枚以上とし,審査後15日以内に提出するものとする)

6.受審の申込について

- (1)方 法 所定の用紙により審査料を添えて,所屬地連へ申請すること。
- (2)締切日 平成20年3月4日(火) 締切厳守
- (3)申込先 〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内
(財)全日本弓道連盟「京都定期中央審査係」宛
TEL 03-3481-2387(代) FAX 03-3481-2398

県連締切 2月23日(土)

7.注意事項

- (1)申込書の申請には,所屬地連の締切日に十分留意すること。
- (2)申込書は,必要事項を楷書で判りやすく,明確に記入すること。会員IDを必ず記入すること(全弓連会員のみ)。
ID記入欄の無い旧様式の申込書利用の場合は,下部空欄に記入すること。
- (3)申込書に虚偽の記載があった場合は,審査の結果が無効となることもある。
- (4)受審者は,開始時刻までに会場へ集合すること。
- (5)受審者は,全員和服を着用し,必ず本連盟会員章をつけること。
- (6)審査に遅刻したり呼び出しに応じない際は,棄権したものとみなす。
- (7)八段第一次通過者は,申込書上部に朱線を引き,通過年月日を記入すること。
- (8)立射で受審する際は,審査申込書に立射で受審したい旨を朱書きして,その事由を証明する「身障者手帳の写し」
または「医療機関の診断書(発行日から1年以内有効・コピー可)」を付し,地連会長の認証を受けて申し込むこと。
- (9)自家用車利用の場合は会場,または近隣の駐車場施設(何れも有料)を利用のこと。

8.その他

審査申込書に記載される個人情報の利用目的について

審査申込書の提出により,以後の関係資料について下記取り扱いの旨,承諾を得たものとする。

- (1)審査名簿ほか関係資料への記載(氏名,所屬地連,年齢,既得の称号及び授与年月,既得の段位及び認許年月,その他特記事項)
- (2)立順表への記載(氏名,所屬地連)
- (3)審査結果報告として,加盟団体長宛文書及び本連盟機関誌・ホームページへの掲載(氏名,所屬地連,既得の称号または段位)
- (4)上記に関して,同意を得られない場合には,本人の要求に基づき,公開の停止を要求することができる。

平成19年12月

主 催 財団法人全日本弓道連盟
主 管 京 都 府 弓 道 連 盟